

令和2年3月27日

各部局長 殿

副学長(国際戦略担当) 白井 靖人

新型コロナウイルス感染症の発生に係る注意喚起について(通知)(第7報)

新型コロナウイルス感染症について、世界各地での感染の広まりを踏まえ、世界の感染危険情報、日本への入国に関する情報等についてお知らせいたしますので、貴部局所属教職員及び学生への周知をよろしくお願いいたします。

また、令和2年1月24日から3月13日までの副学長(国際戦略担当)名通知(第1報～第6報)は本日をもって廃止します。

1. 世界の感染症危険情報及び危険情報

3月18日に全世界が外務省感染症危険情報レベル1以上となった後、**3月25日に全世界に向けて危険情報「レベル2」が発出されました。**また、3月26日現在、感染症危険レベル2又は3の国・地域は以下のとおりです。

* 海外安全情報には、「感染症危険情報」(注1)と「危険情報」(注2)があります。

(注1)「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される「海外安全情報」です。

(注2)「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

国	感染症危険情報レベル3	感染症危険情報レベル2
中国	湖北省全域、浙江省温州市	左記以外の地域
韓国	大邱広域市、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡、軍威郡、慶尚北道奉化郡	左記以外の地域
アイスランド、イタリア、スイス、スペイン、サンマリノ、アンドラ、エストニア、オーストリア、オランダ、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リ	全ての地域	

ヒテンシュタイン、ルクセンブルク、イラン、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル		
オーストリア、オランダ、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フランス、ベルギー、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アンドラ、モナコ、エストニア、ギリシャ、スロベニア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ポーランド、マルタ、ラトビア、リトアニア、バチカン、英国、キプロス、クロアチア、ブルガリア、ルーマニア、アメリカ合衆国		全ての地域

レベル1: 十分注意してください

レベル2: 不要不急の渡航は止めてください

レベル3: 渡航は止めてください(渡航中止勧告)

*「感染症危険情報」と「危険情報」共に上記によりレベル区分されます。

2. 日本への入国に関する状況について

【1】中国及び韓国からの留学生について

令和2年3月5日付け副学長(国際戦略担当)通知「新型コロナウイルス感染症の発生に係る注意喚起について(第6報)」により、

- ① 中国及び韓国に所在する日本大使館又は領事館で発給された一次・数次査証の効力の停止
- ② 香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置の停止

により、中国・韓国からの留学生については、3月9日午前0時から3月末日までの間、日本に入国できなくなる旨通知いたしました。

* 在学学生であり、再入国許可(見なし再入国許可を含む)を得て出国している場合は、査証制限等の対象となりませんが、検疫所長が指定する場所で14日間待機し、公共交通機関を使用しないことが要請されます。

【2】入国拒否対象地域からの入国について(上記以外の外国人留学生)

上記に加え、上陸の申請日前14日以内に以下の地域における滞在歴がある外国人については、当分の間、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとされていますのでご注意ください。

* この措置は、3月19日午前0時から当分の間実施します。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は対象としません。

入国拒否対象地域(3月26日現在)

国	地域
中国	湖北省、浙江省
韓国	大邱広域市及び慶尚北道清道郡、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、イラン、エストニア、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク	全ての地域

なお、4月に新たに渡日予定の国費外国人留学生及び(独)日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」については、所定の期間から遅れて渡日する場合や、秋渡日など奨学金支給期間を変更する場合も奨学金の受給ができるよう柔軟に対応する旨申し添えます。

【3】検疫の強化について(外国人留学生及び日本人留学生)

第6報「1. 中国・韓国等に在留する日本人留学生等に対する情報の提供について」によりお知らせしたところですが、3月18日の外務省新型コロナウイルス感染症対策本部での「水際対策強化に係わる新たな措置」の決定により、**3月21日午前0時から4月末日までの間、1)3月20日までに本件措置の対象国(注)に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力の停止、2)本件措置の対象国(注)に対する査証免除措置の順次停止** が実施されます。

(注)シェンゲン協定加盟国(アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク)、アイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニア、アメリカ)

上記に加え、次の国が日本時間3月27日午前0時以降対象国に新たに追加されました。

インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、中国(含む香港、マカオ)、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、イスラエル、カタール、バーレーン、コンゴ

本措置により、上記1)に基づき日本へ入国しようとする方及び日本国が査証免除措置を停止した国の旅券所持者で日本の査証を取得せず日本へ入国しようとする方が、入国できなくなります。

また、3月21日午前0時から、本件措置の対象国からの全ての入国者(国籍問わず)に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないよう要請する措置を取られます。日本への入国・帰国する方は充分注意いただくようご留意ください。

なお、中国又は韓国に関しては、3月9日午前0時から3月末日までの間、日本人・外国人を問わず、中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していたものについては、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとされています。

なお、本学においては、上記以外の地域においても、「新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取り扱いについて(通知)(令和2年3月27日付)に基づき、海外から日本へ入国した者は帰国日から起算して14日間の自宅待機及び健康観察が必要となりますのでご留意ください。

3. 3月中及び4月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人留学生等へのサポート

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策や、外国人の帰国困難者の取扱いについて、下記のとおりとなります。

3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人留学生等からの在留申請については、在留期間満了日から1か月後まで申請を受け付けることとしていましたが、本年4月に在留期限の満了日等を迎える方も対象となりましたので、対象者に周知いただくとともに、日本語の理解が不十分な外国人留学生への周知について、適切なサポートをいただくよう御配慮の程よろしく申し上げます。

○感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策[PDF]

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

○帰国困難者及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い[PDF]

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

本件担当

静岡大学国際交流課

電話：054-238-4454

Email: int-office@adb.shizuoka.ac.jp